

務所に任せるべきで、DV 専門警察官が彼らを出し抜くべきではない。」と述べた。他の 1 人は、「社会福祉事務所と地域児童保護委員会は、これらの照会事項について何が起きているのか監査する適当な手がかりを持つことが必要である」と述べ、DV 専門警察官は、子どもに何が起きているか全ての事態を把握していないと同様、危険性を査定する立場にもないことを指摘した。上級管理官は、本来の「児童保護」事件の検討でなく「窮状にある子ども」に付き添っているよう促された警察官が、データ保護の観点から、家族についての情報を回付しにくい状況にあることについても懸念を示していた。

第 6 節 監視 (Monitoring)

いかなる DV 対応についてもその成功の鍵を握っている要因は、需要のレベルと供給されるサービスの質との双方を監視するための体制配備の適切さである。監視によって得られる情報は、効果的な実績管理の前提条件である。もし監視が行われなければ、警察本部内で見られ得るこの業務に対する否定的な態度が強化されつつ、DV の重要性が低いというメッセージが伝えられかねない。

本調査では、警察本部管轄内の DV 加害行為のレベルとパターン、及び行った対応の質との関係で、各警察本部の監視体制に着目した。いずれの場合も、監視のための系統的なアプローチや、実績の向上につながりそうな情報を使うための効果的なメカニズムがとられているという証拠はほとんどなかった。各警察本部は、DV 加害者の逮捕を通して積極的な措置を講じるよう奨励されている(内務省通達 60/1990)。警察本部方針において逮捕を前提とすることを強調している警察本部は 95%あったが、逮捕まで至った事件の割合を測定していた警察本部は 66%であった。

DV 加害行為のレベルとパターンの監視

DV 加害行為の程度に関する情報は、人材確保のレベルや配置に関して決定する際の参考となりうる。このデータは、報告される加害行為のパターンの変化を見抜いたり、警察本部の方針の実効性を査定するのににも有用である。しかし、特に DV 事案が刑事司法制度の中でしばしば優先度の低いものとして取り扱われるような状況では、数字を解釈する際には慎重さが要求される。例えば、一般暴行(common assault)は、調査の時点では記録されうる犯罪ではなかったし、平穏侵害(breach of the peace)や保釈条件違反なども犯罪ではない。

方針について面談した 41 人のうち 38 人(93%)が、自分の警察本部では DV 加害行為に関して何らかの統計を集めていると述べた。表 7 は、どの統計が集められているか及びそれらを集めている警察本部の数を示している。

表 7 : DV の発生に関して集められた統計

情報の種類	集めている本部の数 (%)
-------	---------------

事案発生の総件数	38 (93%)
再被害者化	24 (59%)
傷害を負わされた側から加害者に対する告訴 ^[1]	16 (39%)
後に取り下げられた告訴	12 (29%)
その他の要因 ^[2]	5 (12%)

[1] 警察が受ける DV 発生通報の多くは、被害者によるものではなく、隣人などの他人によってなされている。このような場合には、当該被害者は加害者に対する告訴をしたがらない可能性がある。この表において、事件発生件数と加害者に対する告訴件数とを別項目にしてあるのはそのためである。

[2] その他の統計には以下が含まれる：暴力が絡む事案の件数、飲酒や薬物が絡む事案の件数、子どもが家にいた事案の件数、被害者と加害者双方の民族的出自・年齢・性別。

DV 対応の質の監視

実績指標と統計

各警察本部には、本部方針の中心目標として包括的な記録管理を掲げるよう勧告がなされている。上級幹部が目に見える実績を出すことを重んじている場合は、この実行はより容易であると考えられる。表 8 は、集められている統計と、これらを集めている警察本部の数を示している。

表 8：DV への対応について集められている統計

情報の種類	集められている数 (%)
逮捕	27 (66%)
犯罪報告書に登載された事案の件数	24 (59%)
外部機関への照会	14 (34%)
注意・警告	13 (32%)
送致	13 (32%)
不送致	10 (24%)
条件付き警察保釈	5 (12%)
その他の要因 ^[1]	8 (20%)

[1] その他の対応の統計には以下が含まれる：毎月作成された DV 様式、警察の児童保護手続に上った DV 事案、警察で拘留された加害者、何らかの義務を課された加害者、取られた供述、被害者との面会、起訴に至った事案とその結果、法廷への出頭、何の行動もとられなかった事案。

統計は、それに含まれる情報が警察本部の対応の実効性を査定し向上させるために使われるときのみ、実績の指標として有用である。統計をとっている 38 の警察本部の

被面談者に、集めたデータをどのように利用しているか尋ねたところ、回答が可能だったのは 30 人のみであった。

- ・ 6 人(20%)は、データを統計報告書作成のために利用し、それをさらに実績評価のために活用していると明確に答えた。
- ・ 11 人(37%)は、例えば「まさに活用を始めたばかりである」「検討のために利用している」「月間の統計に組み込んでいるが、DV は独立した項目としては表示されない」などと曖昧な回答をした。
- ・ 13 人(回答した 30 人のうちの 43%)は、データについて特に何もしていないと言った。

DV 専門警察官の中には、統計表を含む年次報告を準備していた者もあった。これらは、特定の問題を取り上げて解決するのに有用であろう。例えば、ある報告書には、DV 専門警察官に連絡を取ろうとしてかかってきたが話し中のため応答できなかった電話の回数が載せられていた。その警察本部の通話記録分析者は、このような電話を留守番機能付の別の内線に転送するよう勧告した。

26 人(63%)の被面談者は、自分の警察本部の DV 対応は、内部的な評価メカニズムで規律されていると答えた。警察の実効性をより総合的に描写するために、被害者に対するサービスの質が測定されてきた。しかし、被害者の満足度調査を行っているのは 6 警察本部(15%)のみであった。

現場運営的な分野に属する職務管理官は、例えば逮捕にまで至った事案の比率など第一線の対応に関する実績指標を、非常に有用だと見ていた。95%の警察本部方針において、逮捕を前提とすることが謳われていたが、この主要な実績測定は、27 警察本部(66%)において使われていた。警察本部の中で異なる分野間の実績を比較する際に、指標が特に価値を持つことについては、一般的な了解がある。ある職務管理官は、特定の分野における異例な実績に光を当てるために例外報告の必要性を強調した。司令部にいる他の職務管理官は、DV に関する陣容のレベルが異なる諸分野の実績を比較するために統計を使ってきた。

比較データは DV 専門警察官の実績を査定するのににも価値がある。いくつかの警察本部ではこのことを評価してこなかったが、これには根拠がある。例えば、各部局をさらに課レベルに分掌しているある警察本部では、DV 専門警察官に対し、自分の実績に関する統計を各課に別々に渡すように依頼していたのみで、この情報を比較できる形で渡すようには依頼していなかった。

この調査では、DV 対応を全体的に監視していた警察本部は全くなかったことが明らかになった。全体的な監視とはすなわち、個別の構成要素（制御室、巡回警察官、留置警察官、DV 専門警察官）の全て、それからこれらの相関に目を向けるということである。しかし、多くの問題は、例えば以下のように、これらの相関において生ずるのである。

- ・制御室の警察官が、現場対応する巡回警察官に、事案の過去の経緯に関する情報を与えず、また、事案を DV としてコード分類しないこと。
- ・巡回警察官が DV 専門警察官に事案を照会しないこと。
- ・留置警察官が逮捕された犯罪者を適切に取り扱わないこと。

説明責任(Accountability)

1994 年警察及び治安裁判所法(The Police and Magistrate's Courts Act1994)では、警察活動計画の公表を通じた説明責任の概念が取り入れられた。警察署長と公安委員会の間の合意形成と同様、警察活動計画は、一般市民に、どのようなサービスと基準が期待できるかを伝えるものである(1998 年犯罪及び治安紊乱法の犯罪削減戦略(Crime and Disorder Act 1998 crime reduction strategies)では、警察が責任を有する特定の活動について警察本部全体の支援が得られるよう、さらに機会を拡大させて一般市民に提供することとしている)。警察活動計画は、実績監視の助けにもなりうる。DV に関する目標を計画に盛り込むことは、警察本部全体としてこの問題を中心に据えるためには有効な方法である。しかし、多くの上級幹部は、DV が警察本部規模又は地域の警察活動計画に含まれておらず、また、計画で言及されているとしても特定の目標や実績指標が添付されていないことを認識していた。

これは、警察本部が自らの DV 対策実績について、全国的にも地域的にも説明責任を負っていないという見解が普及していることに起因する。全国的な重点目標や、警察活動の主要な優先事項の中で、DV を特記しているものはない。ある地域の司令部に勤務する刑事の警部補は、「統計が地区司令チームに提出され、そこでは、DV が暴力犯罪の 18%を占めていることが強調されていた」と言いつつ、「DV 統計が車両の盗難、侵入盗及び暴力犯罪全般に関して設けられた地域目標に含まれていないため、DV を重点や優先事項として扱うことにチームが苦勞している」と感じていた。車両盗難等は、順次、支配的な関心事である予算上の誘因に関連していたのである。

司令官や部局長は、警察本部長補佐らが行う定期的な検査の項目に DV が盛り込まれていないことにも留意していた。彼らは、実務上の責任を有する者と連携しながら DV 指標を開発し、警察本部計画に盛り込み、そしてこの「制限を最小に押さえた、相互に合意されたモデル」を用いるよう各部局に義務付けるべきだと提案した。

ある地区司令官の地域計画には、(社会福祉部門と多くの会合を持つという) DV に関する低いレベルの目標が含まれていた。しかし、これらの会合に関する責任は、たとえ DV 対策を機能させる責任が一切なかったとしても、コミュニティ連携担当の警部補に割り当てられていた。この司令官は、DV 対策に直接責を負う者が誰も計画の開発に参画してこなかったことを認めた。同様のことは、他の警察本部でも繰り返されてきた。

再被害者化(Repeat Victimization)

女性に対する DV の 90%において、系統のかつ時に激化していく暴力的ふるまいがみられると推計されている。再被害者化に関する数値は、DV 専門警察官の実績を監視し業務に照準を合わせる上で有用である。多くの上級幹部が、再被害者化の削減を示しうることが成功の重要な指標であると感じている事実にもかかわらず*、方針について面談したうちの 41%の者が、自分たちの警察本部では再被害者化のレベルを監視していないと述べた。

※内務省による再被害者化のための主要な実績指標の定義では、再被害者化とは、同じ人又は場所が一定期間（1 年間が適当とされている）内に 1 回以上の事件被害に遭うことをいう。

少数の DV 専門警察官は、再被害者化に系統立てた対策を講じようとしていた。反復事案が確認されると、それらの DV 専門警察官は、例えば被害者に手紙を書いたから電話をかけ最後に自宅訪問するなどの、特定のパターンに沿って一連の職務を遂行したのである。このように組み立てられた対応をとることで、異なった介入方法の有効性を監視することができ、DV 専門警察官の職務の成否を評価する基礎が形成されている。

地域での DV のパターンを理解し、どのような介入の効果をも測定するためには、3 つの指標が適当である：事案発生件数（発生率）；再被害者化の起きている事案の件数（集中率）；被害者の人数（普及率）。例えば、もし、予防的な取組みの結果、発生件数が下がらなかったとすれば、その原因としては、取組みの効果がなかったからということが考えられる。発生率の無変化の理由として考えられ、また望ましいのは、再被害者化は減ったが、より多くの女性が被害を受けたことを届け出るようになり、普及率の増加として表れたというものである。終局的には、（警察の出動を必要とする女性が無限に供給されるわけでもないため）「飽和状態」に達したとき、再被害者化が効果的に予防され続けていれば、発生件数全体の減少も期待できるであろう。

第 7 節 研修

DV に関する研修は、警察官に必要な技能を与えるだけでなく、流行遅れの態度を問題視し適切な警察本部方針の実行を保証するためにも、すべての階級にとって重要である。本節では、一般的な研修の供与と、DV 担当者への特別な采配について検討する。また、研修の実施における DV 専門警察官の関与についても見ることにする。研修教官を研修する手はずと、外部の研修プログラムへの関わりについても議論する。概して、研修の供与は、専門家に対するものですら寄せ集め的であり、警察本部は、上級職員その他本部の DV 対応において主要な役割を担う者に研修を施す戦略を欠いているように見える。